

令和6年度

就学のしおり

小中学生版

子どもたちの可能性を最大限に引き出す
子どもたち一人一人のニーズに応じた教育を受けるために



七尾市教育委員会

就学のしおり
～小中学生版～



就学のしおり 令和6年度版 もくじ

- 1 一人一人のニーズにあった教育を受けるには . . . 2
- 2 特別支援教育体制について . . . 6
- 3 七尾市内の小中学校 教育体制 . . . 8
- 4 七尾市 相談機関体制 問い合わせ一覧 . . . 9
- 5 就学関係の手続きスケジュール一覧 . . . 10
- 6 用語索引 . . . 11



1 一人一人のニーズにあった教育を受けるには

学校教育は、これからの社会で生きていく上で必要な資質、能力の育成や豊かな情操と道徳心を培うこと、健やかな身体を養うこと等をねらいとして行われます。中には、ことばの遅れや落ち着きのなさ、こだわりの強さ等困り感のある子もいます。一人一人のニーズに合った教育（特別支援教育）を受けることで、その子のもつ可能性を最大限に引き出すことができます。



特別支援教育とは

「特別支援教育」とは、幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的取り組みを支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な指導及び支援を行うものです。

「特別支援教育」は、特別支援学校・特別支援学級・通級指導教室と、子どもの状態によって選択肢は様々です。どのように学ぶことが適切か、教育相談、就学相談の場で助言を受けることができます。

就学相談とは

就学相談とは、小学校入学時の学びの場を決めていくうえでの相談です。特別支援学校・特別支援学級・通級指導教室を希望する場合は、必ず相談が必要となります。

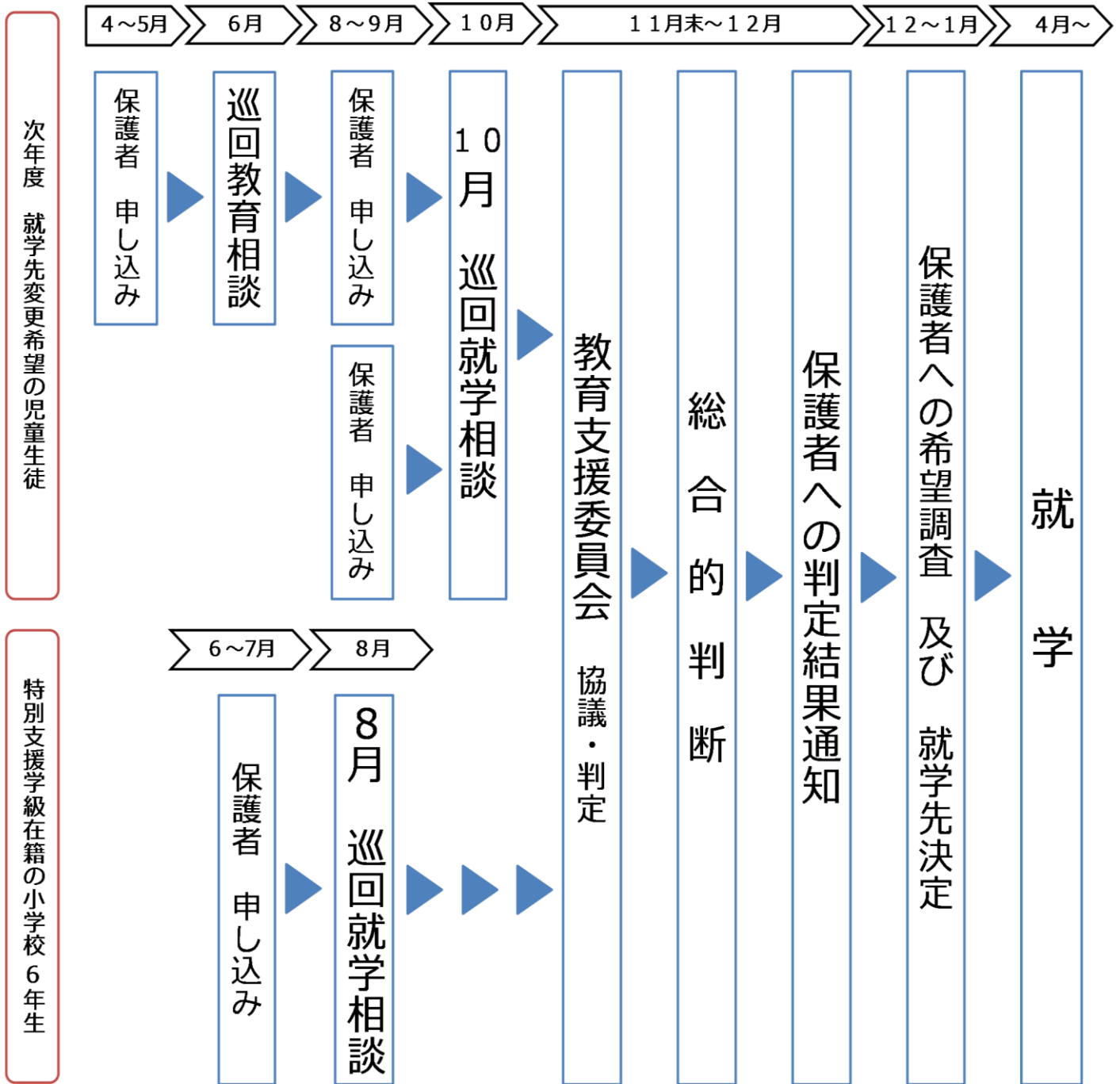
就学相談は、子どもたち一人一人のニーズを把握し、豊かな学校生活へとつなげることを目的としています。また就学相談を通して、就学前に子どもたちの特性、特徴を把握することができれば、早期に学校の支援体制を整えることができます。就学前の保護者、子どもと学校を円滑につなげることも、就学相談の目的の一つとなります。

※ 相談する際に準備しておくこと

- 就学相談を申し込みいただいた際に配付した教育相談票へご記入の上、当日ご持参ください（できるだけ正確に）。
- 相談員に話しておきたいことや尋ねたいこと等はメモに残しておくとい良いでしょう。
- 通院している病院名や主治医の名前、児童相談所等の通所している機関の記載をお願いします。
- 診断書、検査の結果報告書などをお持ちの方は、ご持参ください。

その他、ご不明な点がございましたら、七尾市教育委員会にご連絡ください。

発達が気になる子どもの就学先決定までのプロセス



発達が気になる子どもの就学先決定までのスケジュール

6月

巡回教育相談

お子さまの教育面、生活面に関する相談を行います。現在の状況を把握したり、お子さまの理解を深めたりしながら、就学までの時期にどのように関わっていけばよいかを一緒に考えていく場となります。

- 対象：
相談を希望する方。
- 内容：
心や身体の発達や物の見え方、聞こえ方、落ち着きのなさなどの行動面などの気になる点を相談することができます。
- 相談担当者：
専門的知識を有した者が担当します。

- ※・秘密は固くお守りします。
- ・保護者の方のみで来談をお願いします。
- ・次年度の就学先をこの相談会で決定するということではありません。

8月

巡回就学相談【特別学級在籍する小学6年生】

お子さまがよりよい学校教育を受けられるために、お子さまの就学の場について悩みをお持ちの保護者の方と一緒に就学について考えていく場です。特に現在、特別支援学級在籍の小学校6年生は全員、中学校の就学について教育支援委員会での審議をうけていただく為、先に就学相談を実施します。

- 対象：
 - ・ 小学校6年生の特別支援学級に在籍しているもので、中学校進学に際して
特別支援学級 → 通常学級
特別支援学級 → 特別支援学校
特別支援学級 継続
上記を希望しているもの。

- 内容：
 - ・ 子どもの発達相談
 - ・ 検査や観察による実態把握
 - ・ 就学に関する情報提供
 - ・ 具体的な就学相談 など

- 相談担当者：
専門的知識を有した者が担当します。

- ※・秘密は固くお守りします。
- ・当日はお子さま同伴をお願いします。(発達検査を行う場合があります)

巡回就学相談

お子さまがよりよい学校教育を受けられるために、お子さまの就学の場について悩みをお持ちの保護者の方と一緒に就学について考えていく場です。

- 対象：
 - ・心や体の発達、ものの見え方や聞こえ方、ことば、落ち着きのなさ、友達との関わりなどが気になり、就学について心配なことがある方。
 - ・特別支援学校または特別支援学級を希望している方。
 - ・どの就学先が子どもにあっていいのか、迷っている方。
- 内容：

・子どもの発達相談	・検査や観察による実態把握
・就学に関する情報提供	・具体的な就学相談 など
- 相談担当者：

専門的知識を有した者が担当します。

- ※ ・秘密は固くお守りします。
- ・当日はお子さま同伴でお願いします。(発達検査を行う場合があります)
- ・教育支援委員会の審議を受けるかどうかを考えることとなります。

教育支援委員会

巡回就学相談にご参加された次年度小学校に入学する年長児のお子さまについて、医師等の専門家の様々な知見や、園での様子、相談結果をもとに、お子さまにとって適切な教育の場について審議し、意見をまとめます。

総合的判断

教育支援委員会の意見を受けて、お子さまにとって適切な教育の場について教育委員会が総合的に判断します。

判定結果通知・就学先決定

総合的判断の結果を保護者に通知します。判定結果として、通常学級・通常学級合わせて通級指導教室・特別支援学級・特別支援学校のうち、複数または一つが記載されています。その結果をもとに、保護者がお子さまの就学先の希望を考えることとなります。その後、保護者の意向をうかがい、次年度の就学先を決定します。

次年度 就学

2 特別支援教育体制について

教育委員会における総合的判断結果を受け、下記のように就学することとなります。

○ 特別支援学校

- 障害の程度が比較的重い子どもを対象として、小学校・中学校・高等学校に合わせた教育を受けることに加えて、学習または生活上の困難を克服し自立が図られることを目的とした学校です。
- 視覚・聴覚・知的・肢体不自由・身体虚弱を含む病弱等の障害のある児童生徒が対象です。
- 1クラス6人までの人数で、児童の状態に応じた個別指導及び支援が可能です。
- 施設設備が充実しており、特別支援教育の専門知識を有する教員が配置され、手厚い支援を受けることができます。

○ 特別支援学級

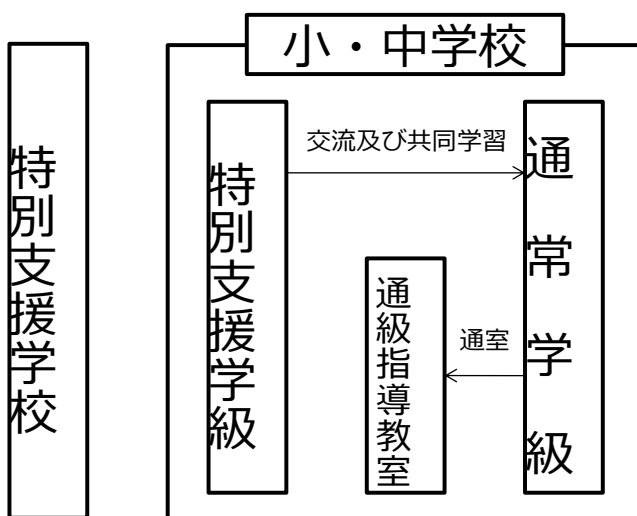
- 軽度の知的障害、自閉症・情緒障害、弱視、難聴、肢体不自由、病弱・身体虚弱の児童が対象となります。定員8人で、個別の指導計画に基づいた指導・支援を受けることができます。
- 児童生徒本人が、対象児童生徒の特性を理解すること、得意な部分を活かして苦手なところを補う具体的な方法を学ぶことで、学習上または生活上の困難を和らげることが目的です。

● 交流及び共同学習

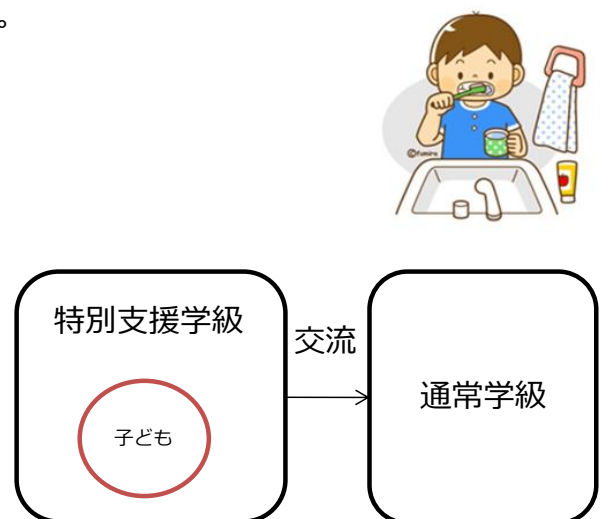
- ・特別支援学級に在籍しながら、同学年の児童生徒と相互の触れ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむこと、教科等のねらいを達成するために、通常学級に移動して授業を受けます。
- ・どの教科を特別支援学級で学び、どの教科を交流及び共同学習の時間とするか等は学校から提案され、保護者の同意のもと、決定されます。

● 特別支援学級の教育課程

特別支援学級では教科を合わせた指導を行っています。知的障害特別支援学級では、その教育課程に準じて生活単元学習を設定する場合があります。また特別支援学級では、個のニーズに応じた自立活動の時間が必ず設定されます。



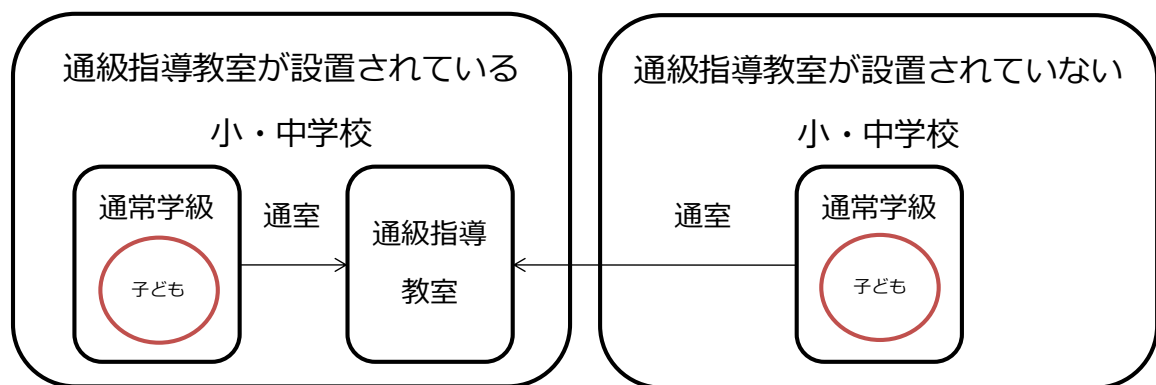
特別支援教育の全体像



交流及び共同学習のしくみ

○ 通級指導教室

- 通常学級に在籍する子どもが、対人関係の困難さ、言語障害、学習障害等、一人一人のニーズや特性に合った個別の指導を受ける教室です。
- 週に1, 2時間、通室し、困りごとや課題に合わせた支援、指導を受けることができます。
例：読み書きの困難さ、コミュニケーションの困難さ など
- 通級指導教室は、勉強の遅れを補充する場所ではありません。
- 通級指導教室開設校の種別
 - ・ 言語障害…小丸山小学校
 - ・ 学習障害等…山王小学校、天神山小学校、朝日小学校、東湊小学校、石崎小学校、和倉小学校、田鶴浜小学校、中島小学校、七尾中学校、七尾東部中学校、能登香島中学校、中島中学校
- 曜日、時間は、教育委員会よりお知らせします。
- 在籍校に通級指導教室がない場合は、教育委員会が指定し、他校の通級指導教室を利用することになります。(送迎は保護者)



※ 特別支援学級および通級指導教室は、毎年継続するか確認します。就学先変更（通常学級⇔特別支援学級）を希望する場合は、毎年8月までに学校に相談ください。

※ 年度途中で就学先の変更はできません。

～その他の配慮～

◆ 特別支援教育支援員

- 学級で授業の補助を行う支援員のことを指します。
- 幼保園、こども園とは異なり、個人に一人の支援員が配置されるわけではなく、必要に応じて学級に配置されます。



3 七尾市内の小中学校 特別支援教育体制

	住所	電話番号	特別支援学級 (令和5年度)	通級指導教室 (令和5年度)
小丸山小学校	〒926-0852 七尾市小島町子部3	(0767)52-5432	知的障害 自閉症・情緒障害 病弱・身体虚弱	言語障害
山王小学校	〒926-0052 七尾市山王町ツ部34	(0767)53-0586	知的障害 自閉症・情緒障害	学習障害等
天神山小学校	〒926-0021 七尾市本府中町天神山1	(0767)52-5201	知的障害 自閉症・情緒障害	学習障害等
朝日小学校	〒926-0824 七尾市下町戌部17-1	(0767)57-1540	知的障害 自閉症・情緒障害	学習障害等
東湊小学校	〒926-0011 七尾市佐味町10部4	(0767)52-3149	知的障害 自閉症・情緒障害	学習障害等
石崎小学校	〒926-0171 七尾市石崎町子部40	(0767)62-2072	知的障害 自閉症・情緒障害 病弱・身体虚弱 難聴	学習障害等
和倉小学校	〒926-0176 七尾市和倉町ひばり3丁目90	(0767)62-2070	知的障害 自閉症・情緒障害	学習障害等
田鶴浜小学校	〒926-2121 七尾市田鶴浜町木部365	(0767)68-3111	知的障害 自閉症・情緒障害	学習障害等
中島小学校	〒929-2223 七尾市中島町上町子部26-2	(0767)66-0055	自閉症・情緒障害	学習障害等
能登島小学校	〒926-0211 七尾市能登島向田町ろ部15	(0767)84-1260	知的障害 自閉症・情緒障害 肢体不自由	—
七尾中学校	〒920-0816 七尾市藤橋町辰部52-1	(0767)53-7705	知的障害 自閉症・情緒障害	学習障害等
七尾東部中学校	〒926-0028 七尾市藤野町リ部1	(0767)53-0812	知的障害 自閉症・情緒障害 弱視	学習障害等
能登香島中学校	〒926-0178 七尾市石崎町香島1丁目96	(0767)62-2837	知的障害 自閉症・情緒障害	学習障害等
中島中学校	〒929-222 七尾市中島町中島甲部170	(0767)66-0029	自閉症・情緒障害	学習障害等
七尾特別支援学校	〒926-0824 七尾市下町己部54	(0767)57-1244	/	

4 七尾市 相談機関体制 問い合わせ一覧

○七尾市教育委員会 教育総務課

(0767)53-8435

- ・学校給食に関すること
- ・通学に関すること
- ・就学援助に関すること
- ・就学に関する手続き
- ・教育施設に関すること など

○七尾市教育委員会 学校教育課

(0767)53-5090

- ・学校の指導, 管理, 運営に関すること
- ・学校教育に関すること
- ・特別支援教育, 教育支援委員会に関すること
- ・教育課程, 学習指導, 生徒指導, 進路指導に関すること など

○七尾市健康福祉部 健康推進課

(0767)53-3623

- ・乳幼児健診に関すること
- ・健康, 生活習慣改善普及に関すること
- ・精神保健相談に関すること
- ・母子健康手帳の交付に関すること
- ・母子保健相談, 訪問, 心の支援に関すること など

○七尾市健康福祉部 子育て支援課

■保育支援グループ (0767)53-8419

- ・認定こども園, 保育園の運営に関すること
- ・家庭保育の支援に関すること
- ・放課後児童クラブなどに関すること など

■家庭支援グループ (0767)53-8445

- ・児童手当等のサービスに関すること
- ・家庭児童相談
- ・母子, 父子家庭相談
- ・女性相談 など

○七尾市健康福祉部 福祉課

(0767)53-8464

- ・身体障害者手帳・療育手帳等に関すること
- ・特別児童扶養手当に関すること
- ・心身障害者医療費助成に関すること
- ・補装具, 日常生活用具に関すること
- ・放課後等デイサービスに関すること など

○石川県七尾児童相談所

(0767)53-0811

- ・子育てに関する相談
- ・子どもの非行問題に関する相談
- ・子どもの発達に関する相談
- ・学校や保育園に行きたがらないなどの生活習慣, 行動に関する相談 など

○親と子のなんでも電話相談室（オアシスライン） (0767)52-0783

悩みごと, 困ったことなど電話で相談を受け付けます。匿名の電話でかまいません。お話しした内容に関しては秘密を厳守します。

- ・対象: 小中学生及び保護者
- ・時間: 月~金曜日 13:00~16:00



▼詳しくは七尾市のホームページに記載されております。

5 就学関係の手続きスケジュール一覧

行事	月間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
指定学校変更	申請・承諾→											
区域外就学	申請・承諾→											
※就学相談	案内 申込書配布	申込書提出	教育相談 実施		案内 申込書配布	申込書提出	就学相談 実施						

入学先の変更の各種手続き



◇ 指定学校変更

通学の利便性、部活動など学校独自の活動等を理由とする場合のほか、教育委員会が認めるときは、保護者の申請により、七尾市内の他の学校に就学を変更することができます。これを指定学校変更といい、所定の手続きが必要になります。

◇ 区域外就学

障害や疾病などの理由や教育的な理由のほか、教育委員会が認めるときは、保護者の申請により、住民登録がある地域外に就学を変更することができます。これを区域外就学といいます。(例：七尾市内に住民登録があり、七尾市外の学校に就学する場合には、就学先の学校がある自治体での区域外就学の手続きが必要になります。)

お問い合わせ

七尾市教育委員会 教育総務課
※就学相談のみ 学校教育課

0767-53-8435
0767-53-5090

〒926-8611 七尾市袖ヶ江町イ部25

6 用語索引

- あ
- 朝日小学校 . . . 7, 8
- 石川県七尾児童相談所 . . . 9
- 石崎小学校 . . . 7, 8
- オアシスライン . . . 9
- か
- 教育支援委員会 . . . 3, 5
- 区域外就学 . . . 10
- 交流及び共同学習 . . . 6
- 小丸山小学校 . . . 7, 8
- さ
- 山王小学校 . . . 7, 8
- 指定学校 . . . 10
- 指定学校変更 . . . 10
- 自閉症・情緒障害特別支援学級 . . . 6, 8
- 自立活動 . . . 6
- 就学相談 . . . 2
- 巡回教育相談 . . . 3, 4
- 巡回就学相談 . . . 3, 4, 5
- 生活単元学習 . . . 6
- 総合的判断 . . . 5
- た
- 田鶴浜小学校 . . . 7, 8
- 知的障害特別支援学級 . . . 6, 8
- 通級指導教室 . . . 7
- 天神山小学校 . . . 7, 8
- 特定地域選択制 . . . 10
- 特別支援学級 . . . 6
- 特別支援学級の教育課程 . . . 6
- 特別支援教育 . . . 2, 6
- 特別支援教育支援員 . . . 6
- 特別支援学校 . . . 5
- な
- 中島小学校 . . . 7, 8
- 中島中学校 . . . 7, 8
- 七尾市教育委員会教育総務課 . . . 9
- 七尾市教育委員会学校教育課 . . . 9
- 七尾市健康福祉部健康推進課 . . . 9
- 七尾市健康福祉部子育て支援課 . . . 9
- 七尾市健康福祉部福祉課 . . . 9
- 七尾中学校 . . . 7, 8
- 七尾東部中学校 . . . 7, 8
- 能登香島中学校 . . . 7, 8
- 七尾特別支援学校 . . . 8
- 難聴特別支援学級 . . . 6, 8
- 日常生活の指導 . . . 9
- 能登島小学校 . . . 7, 8
- は
- 東湊小学校 . . . 7, 8
- 病弱・身体虚弱特別支援学級 . . . 6, 8
- わ
- 和倉小学校 . . . 7, 8